

固定資産に関する証明書の手数料等について

- 船橋市内の固定資産(土地・家屋又は償却資産)について取得いただけます。
- 固定資産課税台帳に登録された事項のうち、当該年度の賦課期日現在(当該年度1月1日現在)の固定資産の所有者、所在、評価額等を証明する書類です。賦課期日以降の新所有者の方は、それを証明する登記簿(写し可)等が必要です。
- 現年度分を含め、5年度分発行することができます。
- 名寄帳(固定資産課税台帳の閲覧等)に関しては**資産税課**にお問い合わせください。
- 原則、**同一所有者【※】**の物件については、『**証明の種類ごと**』、『**年度ごと**』、『**土地ごと・家屋ごと又は償却資産ごと**』に1枚の証明書に**土地であれば5筆まで**、1枚の証明書に**家屋であれば5棟まで**表示されます。
- 詳細は、下に記載の「証明手数料の計算例」をご覧ください。
- 集合住宅または共同住宅によっては、ポンプ室や集会所等を所有者名義ではなく集合住宅名または共同住宅名で発行する場合があります。その際は、『**証明の種類ごと**』、『**年度ごと**』に発行手数料が必要になります。
- 課税証明書、納税証明書は同一所有者【※】につき、年度ごとに1枚の証明書を発行します。物件の表示はありません。詳細は、ホームページの**3.証明書の種類**でサンプルをご確認いただけます。
- 無資産証明書は現在船橋市在住の個人で最新年度の証明書のみの発行となります。

【※】同一の所有者とは、納税通知書に記載の整理番号(※)が同一である所有者を意味します。

(※) 毎年度4月の中旬ごろ、毎年1月1日時点の所有者様宛に資産税課からお送りしている固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書でご確認いただけます。

証明手数料の計算例

[評価額証明書・公課証明書・課税台帳全部事項証明書(※名寄帳ではありません)の場合]

①A所有の船橋市所在の土地2筆・家屋3棟の評価額証明書を申請する場合

$$\begin{array}{rclcl} \text{評価額証明書} & 300\text{円} & + & 300\text{円} & = & 600\text{円} \\ & (\text{土地}) & & (\text{家屋}) & & \end{array}$$

※同一の所有者であっても、土地と家屋は別々での発行となります。

※同一の所有者であっても、証明する年度が異なる場合は、年度ごとに発行手数料がかかります(現年度分を含め5年度分まで)。

②A単独所有の船橋市所在の土地13筆・家屋6棟の評価額証明書及び公課証明書を申請する場合

$$\begin{array}{rclcl} \text{評価額証明書} & 900\text{円} & + & 600\text{円} & = & 1500\text{円} \\ & (\text{土地}) & & (\text{家屋}) & & \\ \text{公課証明書} & 900\text{円} & + & 600\text{円} & = & 1500\text{円} \\ & (\text{土地}) & & (\text{家屋}) & & \end{array} \quad \left. \vphantom{\begin{array}{rclcl} \text{評価額証明書} & 900\text{円} & + & 600\text{円} & = & 1500\text{円} \\ \text{公課証明書} & 900\text{円} & + & 600\text{円} & = & 1500\text{円} \end{array}} \right\} = 3000\text{円}$$

※同一の所有者であっても、証明書の種類が異なる場合は、証明書の種類ごとに発行手数料がかかります。

③A単独所有の船橋市所在の土地1筆と、A及びB共有の船橋市所在の土地6筆・家屋3棟の評価額証明書を申請する場合

$$\begin{array}{rclcl} \text{A単独所有} & & & & & \\ \text{評価額証明書} & 300\text{円} & & & = & 300\text{円} \\ & (\text{土地}) & & & & \\ \text{A及びB共有} & & & & & \\ \text{評価額証明書} & 600\text{円} & + & 300\text{円} & = & 900\text{円} \\ & (\text{土地}) & & (\text{家屋}) & & \end{array} \quad \left. \vphantom{\begin{array}{rclcl} \text{評価額証明書} & 300\text{円} & & & = & 300\text{円} \\ \text{評価額証明書} & 600\text{円} & + & 300\text{円} & = & 900\text{円} \end{array}} \right\} = 1200\text{円}$$

※所有者が異なる場合は、所有者ごとに発行手数料がかかります。

④A及びB共有の船橋市所在の土地1筆と、A及びC共有の船橋市所在の土地1筆の公課証明書を申請する場合

$$\begin{array}{rclcl} \text{A及びB共有} & & & & & \\ \text{公課証明書} & 300\text{円} & & & = & 300\text{円} \\ & (\text{土地}) & & & & \\ \text{A及びC共有} & & & & & \\ \text{公課証明書} & 300\text{円} & & & = & 300\text{円} \\ & (\text{土地}) & & & & \end{array} \quad \left. \vphantom{\begin{array}{rclcl} \text{公課証明書} & 300\text{円} & & & = & 300\text{円} \\ \text{公課証明書} & 300\text{円} & & & = & 300\text{円} \end{array}} \right\} = 600\text{円}$$

※1人でも共有者が異なる場合は、共有者の組み合わせごとに発行手数料がかかります。

船 橋 市